

平成26年

第1回市議会定例会 議案第50号

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正について

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和57年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同表第5号中「前号」を「第4号の水産物の加工工場または前号」に改め、同号を同表第6号とし、同表第4号中「その他」を「、水産物の加工に係る事業その他」に改め、同号を同表第5号とし、同表第3号の次に次の1号を加える。

(4) 水産物の加工工場およびその附帯施設

別表第3第5号中「冷凍工場その他の」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

臨港地区内の分区における構築物の規制を緩和するため